第

27

믁



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1994年) 平成6年 2月14日 月曜日

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋 1-4-31 Tel:06-946-8011 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

今年度税制改正大綱決まる

連立与党は9日、税務・政策合同幹事会を 開き、平成6年度税制改正大網を決定した。

それによると、議論を呼んだ減税は、所得税3兆8,400億円、住民税1兆6,300億円の規模となっている。所得税は、今年の所得税額を一律20%減税する(最高200万円まで)もの。給与所得者の場合、今年1~6月の減税分を夏のボーナス等にかかる税額から控除し、7~12月分は年末調整で戻す方法で行われる。個人事業者は、来年の確定申告で減税分を控除することになる。

相続税については、現在の税率は13段階の区分になっているが、これを9段階に直し、低税率が適用される段階の区分を広げる。また、定額控除額が4.800万円から5.000万円に引き上がる。配偶者控除の拡大は、現行8.000万円から一挙に2倍の1億6,000万円にアップする。

さらに、小規模宅地のこれまで居住用60 %、事業用70%だった評価減割合が共に8 0%になる。これらの改正は平成6年1月1 日以後の相続から運用。そのほか、「相続税 の延納税額についての物納の特例」の措置が 創設される。この措置の対象となるのは 知64年(1989年)1月1日から平成3 年(1991年)12月31日までの間に 知 始した相続により土地を取得した延納適用者 のうち、延納相続税額を金銭で納付するこの が困難となっている者とされている。 時期間は平成6年4月1日から6年9月30 日までの6ヵ月間とされている。



基礎控除額のアップ。



相続人が3人だと

76507A → 80007A

配偶者の税額軽減の拡大



8000万円

→ |億60007円

居住用・事業用の評価減

居住用 60%

争業用70% →

これにお 財産は自宅10億円だけという場合、

妻がすべて相続すると 相続税はかかりません

(相続人3人のとき)

1 Fth

80%